

宗教法人寶光寺秋川靈園合同墓「絆」使用規程

(申込及び申込の取消)

第1条 宗教法人寶光寺秋川靈園合同墓「絆」(以下合同墓という)を申込みことができる者(以下申込者という)は下記の者とする。

①宗教法人寶光寺秋川靈園(以下当靈園という)に墓地を所有する権利者(以下権利者という)、権利者死亡の場合はその親族若しくは指定代理人。

②当靈園管理責任者より特に許可された者(以下特別許可者という)。

第2条 合同墓は所定の申込書により申込をし、申込者には使用許可書を発行する。

第3条 申込者は、ご遺骨を納めるために必要な連絡者を当靈園に届出すること。

第4条 申込者又はその配偶者並びに連絡者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく当靈園に届け出ること。

第5条 第1条①の申込者が建墓されている場合は、担当石材店と更地工事契約をし、使用墓地は更地返還しなければならない。

第6条 申込者の意志は優先尊重される。

第7条 第5条、第6条の理由により合同墓申込の取消はできない。

(経費)

第8条 申込者は合同墓納骨経費(以下納骨経費という)を納めなければならない。また、納めた納骨経費他諸経費は一切返却できない。

第9条 納骨経費に管理料は含まれない。また、権利者が既納した管理料は返還されない。

第10条 特別許可者は納骨経費と合同墓維持管理費を納めなければならない。

(納骨・合葬)

第11条 申込者及び配偶者のご遺骨は、合同墓へ納骨することができる。(以下合同墓に納骨されたご遺骨を納骨者という)

第12条 申込を受理された権利者の使用墓地に埋葬されているご遺骨は合同墓へ納骨することができる。

第13条 納骨者は合同墓内納骨棚に一定期間保管され合葬される。合葬された後は分骨・改葬することはできない。

第14条 納骨の日時は打合せの上決定する。

①申込書が権利者で、埋葬されているご遺骨を納骨する場合は、更地工事契約後の除魂法要の日とする。

②申込者が特別許可者で、ご遺骨のある場合の納骨は申込時に決定する。

③申込者自身の納骨は、申込者に遺骨の保管、納骨を依頼された親族等関係者若しくは指定代理人と打合せ決定する。

第15条 全ての納骨者は合同墓納骨者台帳に必要事項を記録し、永久保管される。

第 16 条 納骨者は希望により俗名及び家名・納骨日・施主名合同墓墓誌名板に彫刻できる。

(供 養)

第 17 条 合同墓へ納骨されたご遺骨は、秋川霊園が責任を持ち供養される。

第 18 条 供養は宗教法人寶光寺（曹洞宗）によって執り行われる。したがって、納骨者の宗旨宗派の如何によらず、曹洞宗の方式により執り行われる。

第 19 条 供養は合同供養とし、春、秋の彼岸及び盆の年 3 回とする。

第 20 条 彼岸供養は合同墓墓前で献花、焼香、塔婆（秋川霊園合同墓諸精霊）を供え読経により行われる。

第 21 条 盆供養は当霊園施食会で合同法要後、合同墓前へ献花、焼香、塔婆（秋川霊園合同墓諸精霊）を供える。

第 22 条 納骨、または当園僧侶による納骨者個人への法要については、春、秋彼岸、7 月、8 月お盆、管理事務所休業日には行うことができない。

第 23 条 納骨者の縁者による納骨者個人への法要はこれを妨げない

①第 19 条の供養以外で当霊園への連絡、許可を要する。

②当霊園への法要の申込の場合は当霊園の一般の例による。

(永代管理墓地)

第 24 条 個人の墓地を永代供養の墓地として残すことはできない。

第 25 条 永代管理墓地の権利者、権利者死亡の場合はその親族若しくは指定代理人が合同墓を希望した場合は合同墓への納骨費は無料としその他については本規程による。

(その他)

第 26 条 合同墓の使用権は、他の者に売買、譲渡、または貸与できない。

第 27 条 この事項に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度当霊園が定める。

第 28 条 天変地異等の不可抗力並びに自然動物、または第三者による行為によって生じた合同墓内の被害について、当霊園は一切その責任を負わない。

第 29 条 法令が改正された場合及び当霊園が適当と認めたときはこの規程を改定することがある。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則

令和 2 年 4 月 1 日 改訂